

職業紹介事業の在り方に関する要望

I はじめに

1 職業紹介事業の在り方を検討するにあたって

民営職業紹介事業は、昭和22年職業安定法の制定以来の長い歴史の中で、行われてきたものですが、平成11年度、平成16年度の制度改正（規制緩和）により、参入事業者の数も増加し、我が国の労働力需給調整機能の重要な一翼を担ってきました。しかし、労働市場全体の中で入職経路の割合の観点からすると他と比較して小さく、さらなる拡大発展が望まれるところです。

今後、わが国経済が労働生産性の向上を維持しつつ発展するために必要な円滑な労働移動、働く意欲のある人たちが多様な形で雇用の機会が得られること、特に高齢者、女性労働者の活動機会の確保、国外にわたる多様な人材移動の活発化、インターネット等ITを活用した人材ビジネスの拡大等を念頭に、職業紹介事業が求職者、求人者、そして広く社会からもより高い信頼を確保して、その機能を拡充、発揮するために努力を致したいと考えます。そのような観点から、今般以下の通り、制度改革に関する要望をまとめました。

2 要望にあたっての基本的考え

(1) 職業紹介事業の特性に沿った制度改革

職業紹介事業の在り方を検討するにあたっては、求職者・求人者のニーズに一層応えられる制度づくりを基本としつつ、職業紹介事業によるマッチング機能を強化することのできる制度づくり、希望する者が職業紹介事業に参入しやすい制度づくり、職業紹介事業者が運営しやすい制度づくりを基本としてまとめて下さるようお願いいたします。

特に、有料職業紹介事業者の多くは、小規模事業所であることからその特性を踏まえた制度づくりをお願いします。また、伝統的職業紹介事業においては、日々雇用をはじめとした短期雇用形態での職業紹介が行われており、常用雇用を前提とする職業紹介とは異なる特殊性があります。制度検討にあたっては、これらのことにもご配慮をお願いいたします。

(2) 多様な雇用仲介事業の特性について

昨今は、雇用仲介事業としての職業紹介事業、労働者派遣事業、労働者供

給事業、求人・求職情報提供事業のほか、同じ市場において業務委託、業務代行業等も展開されています。これらは、それぞれ、関連法令・規則やルールに基づき行われているものですが、それらの事業の特性や関連性についても配慮しつつ、ご検討くださるようお願いいたします。

II 具体的要望事項の内容

1 職業紹介事業者間の業務提携ルールの弾力化

小・零細事業者の占める割合が多い有料職業紹介事業者が、求職者及び求人者のニーズに応え、労働力需給調整機能を高めていくためには、関係団体の関与も含め事業者間の業務提携を積極的に行っていくことが一つの方策だと思います。

具体的には、二事業者間での業務提携はもとより、業務提携する三以上の職業紹介事業者の構成及び提携の内容を求人者及び求職者に明示し、その同意を得ておくことを条件に、あらかじめ求職者情報を共有化し、求人受理をした職業紹介事業者が他職業紹介所に求職申込みをした求職者を含め、職業紹介を行うことができるようにすることがより効果的です。

現行職業安定法及び業務運営要領では、三以上の多数の事業者間での業務提携を禁じる仕組みとはなっていないと解釈しているものの、職業紹介事業者において、必ずしも明確に認識されていないことも否定できませんので、これらの取扱いについて、明確化して下さるようお願いいたします。

巻末 図1を参照

2 事業所外で行う職業紹介業務の基準緩和

職業紹介事業における求人及び求職の受理は、職業紹介事業許可を受けた事業所において行うこととされています。また、職業紹介事業所から離れた場所（遠隔地）での職業紹介事業は、付帯業務（例 「自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務」、「許可を受け又は届出をした職業紹介事業主及び事業所への求人・求職を全数送付する業務」）のみ行うことが認められています。

しかし、職業紹介事業所から離れた場所（例 就業場所）において、求人への応募者を一堂に集め、説明会を開催した後、求職の受理、職業紹介を行うことは求職者にとって、また、求人者にとっても効率的です。

同様に、職業紹介事業所から遠隔地において、求人者から求人の受理を行うことは、求人者にとって効率的です。

については、職業紹介事業の許可を受けた事業所は、職業紹介責任者又はその管理下で紹介従事者が行うことを前提に、事業所外で求人者の受理、求職者の受理及び紹介業務を行うことを認めてくださるよう規制緩和をお願いします。

3 国外にわたる職業紹介に関する届出書等の見直し

国外にわたる多様な人材の移動を支援するため、民営職業紹介事業者は大きな役割を果たしており、今後は、さらにニーズが拡大すると思われます。また、本事業の遂行のためには、求人者、求職者に対して、迅速に対応していくことが求められています。

その中で、国外にわたる職業紹介の届出を行う場合、添付書類として相手先国の関係法令等の提出が求められており、また、同じく添付書類である「相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類」について、「当該国若しくは日本における法律専門家の証明する書類又は当該国の法令により許可を受ける等により事業を行うことが認められる場合にはその許可証その他の事業の実施が認められていることを証明する書類の写し」の添付が求められています。これらの要件は、紹介事業者にとって大変ハードルが高いものとなっており、国外にわたる紹介を行いくくしている要因の一つであると考えられます。今後できる限り事務手続きの簡素化をお願いします。

これら海外の事情、関係法制度などの資料については、公的機関が収集、整備する態勢を形成し、民営職業紹介事業者はそれを活用することができるようにし、負担の軽減を図ってくださるようお願いいたします。

4 IT化の進展に伴う求人・求職情報提供と職業紹介事業

昨今、求人・求職情報はインターネットにより、まさに瞬時にして手広く検索が行われる時代となり、これにより、求人者・求職者共に大きな恩恵を受けております。雇用仲介事業者においても、ホームページの活用をはじめとして、WEB上での情報提供手法に工夫を凝らし、求人者・求職者の利便性を高める努力が行われているところです。

このWEBサイトによる求人・求職情報の提供については、それが単なる情報提供か又は職業紹介事業に該当するかという問題がよく指摘されます。情報提供者側と求人者・求職者とのかかわり合いが、そのポイントになりますが、これについて、基本的には、平成12年7月27日付職業安定局長通達（職発512号）「インターネットによる求人情報・求職者情報提供と職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」との区分に関する基準について」

(以下「区分基準」という。)による判断がなされています。今後は、WEBサイトにおいて、さらなる新しい情報提供形態が考案されることも予測されます。このため、厚生労働大臣の許可事業として、一定のルールに基づいておこなわれる職業紹介事業と求人・求職情報提供事業との関係において整合性が失われることがないように区分基準の運用等についてご配慮をお願いします。

5 人材ビジネスにおける公正競争の確保

職業紹介事業に関連して、大手求人企業が職業紹介事業所から広く職業紹介によって人材の確保を図っていたものを、専ら、当該大手求人企業が自ら子会社として設立している職業紹介事業所を通じた職業紹介に切り替え、それまでの職業紹介事業者の求職者に対しても、当該子会社の職業紹介事業所へ求職申込みするよう働きかける例があります。

これにより、これまでの職業紹介事業者は、当該大手求人企業への人材ビジネスから締め出され、登録していた求職者が実質的に引き抜かれるといったことが起こっています。これらのことは、有料職業紹介事業許可にあたっての条件である「合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われるものでないこと」に反する恐れがあり、ビジネスにおける公正競争の原則に反するのみならず、求職者の職業選択の自由、また、職業紹介における公益性の原則を定めている職業安定法の趣旨に反する恐れがあります。

大手求人企業系列の職業紹介事業所と小規模の職業紹介事業者の関係において公正な競争が確保できるよう検討をお願いします。

その際には、労働者派遣法第23条の2において、「派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限」が規定されていますが、職業紹介事業においてもこれを参考とした制限の検討をお願いいたします。

巻末 図2を参照

6 職業紹介事業と請負事業等他の事業との関係整理

事業者が事業の実施及び人材を確保するにあたっては、職業紹介事業による雇用労働者の確保の他、労働者派遣事業、労働者供給事業、求人・求職情報提供事業、さらに、請負事業等が活用されています。これらは、それぞれ、関連法令・規則やルールに基づき行われているものです。このうち、請負事業については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)によって請負事業の趣旨が示されて

いますが、職業紹介事業と請負事業との境界が、実態として不明確になっている面があります。

家政婦の職業紹介（家事サービスの提供）を例にとると、職業紹介の場合は、求人者と求職者の雇用契約及び指揮命令関係が明確です。しかし、請負事業の場合は、労働者と請負業者の間に雇用関係があり、労働者と注文主との間には指揮命令関係が生じないはずですが、実態は異なっていることが多くなっています。

また、政府の方針により、「国家戦略特区」構想が進められ、家事サービスについて請負事業によって外国人の就労が認められ、拡大されることとなっています。

家政婦（夫）などの求職者が、関係法令・規則等の趣旨を理解し、安心して就労することができるように、職業紹介事業と請負事業等他の事業との関係をさらに整理していただき、徹底してくださるようお願いいたします。

7 無許可業者の取締りの実施

無許可の職業紹介が行われている実態もあることが指摘されています。このため、許可を受けて、法令を遵守し、規制の中で行う職業紹介事業者が矛盾を感じ、また困惑していることも否定できません。無許可事業者についての取締りをお願いします。

8 求職者・求人者に対する取扱職種の範囲等明示基準の緩和

職業紹介事業者は、職業安定法第32条の13、同法規則第24条の5の規定に基づき、求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後速やかに、「取扱職種の範囲等」、「手数料に関する事項」、「苦情の処理に関する事項」等を書面又は電子メールで明示することが求められています。

しかし、上記の事項については、職業紹介事業者は、通常、職業紹介のプロセスにおいて、逐次求人者や求職者に説明しています。個々の求人者や求職者への書面による明示は、行っても、形式的な域を脱しないと考えられます。また、数多い求職者や求人者への書面の明示は、その事務負担も無視できません。

については、職業安定法第32条の13及び同法規則第24条の5に規定されている「取扱職種の範囲」等の事項について、職業紹介事業者は、同法規則第24条の5第4項に規定されている「業務の運営に関する規定」の中に盛り込み、「事務所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示しなければならない」とし、その他、適宜、ホームページへの掲載、パンフレットの配布等の措置を講ずればよいものとしていただきたい。

9 臨時日雇紹介に関する制度的な検討

臨時日雇型紹介（日々紹介）と常用雇成型紹介とでは、職業紹介事業でも事業運営方法が異なります。常用雇成型は、一度職業紹介し就職すれば、職業紹介事業者と求職者の関係は原則的になくなりますが、臨時日雇型紹介では、同一求職者に対して同一職業紹介事業者が反復して繰返し職業紹介を行います。すなわち、臨時日雇型紹介事業者と求職者では、長い年月にわたり信頼関係が保たれ、職業紹介が繰り返されます。しかし、その一方で、手数料関係、業務運営上の規制は、主に、常用雇成型の職業紹介事業に視点が置かれていると考えられます。したがって、常用雇成型の職業紹介事業とともに、臨時日雇型の職業紹介事業の特徴にも配慮し、その実態に即した職業紹介事業制度の形成をお願いします。

（1）賃金支払方法について

賃金は、労働基準法第24条に基づき、雇用主から労働者に対して直接支払われなければなりません。しかし、臨時日雇型の就労にあつては、賃金の「直接払い」に関連して次のような不都合が生じています。

【例1 家政婦紹介の場合】

「第2回雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」における株式会社ライフケアサービスセンターのヒアリング資料にまとめられているとおり、家政婦紹介の利用者（求人者）は、一般家庭個人が主であり、特に近年、独り住まいの家族を遠方の近親者が世話をし、経済的にも支えたりする例が多くなっています。また、高齢者によっては、認知症や疾病のために金銭管理ができない方が増えています。このような場合、利用者本人が賃金を家政婦に直接払いをし、なおかつ紹介所に紹介料の支払いを行うことが非常に不便である旨を利用者（求人者）や家族から切実な問題として寄せられています。

特に、複数の家政婦によるサービスの場合にそれぞれの家政婦に直接払いをしたり、夜間のサービスの場合など手渡しに難しい状況などがあります。また、介護保険や他制度による混合サービスの場合には一部負担金が発生し、複雑となっていますので、職業紹介所の協力が欠かせません。

【例2 配せん人紹介の場合】

臨時日雇型の配せん人求職者は、雇用形態が日々雇用又は短期雇用であり、また、就業場所が変わることが多く、求人者も短期間のうちに異なることが多いといった特徴があります。

こうした雇用形態の特徴によって、日々雇用の求職者は、雇用された日々ごとに賃金を受け取る場合、実態として、求人者が多くの求職者について就

業実績に基づいた賃金計算に時間がかかることが多いことから、賃金受取りのために長い時間待つこととなり、残業時間にはならない拘束時間を我慢しなければならないことが日常的となっています。また、こうしたことを避けるため求人者が金融機関へ振込むことについては、対象者が多数であり振込手数料の負担が大きいとの理由から取り扱わないことが一般的です。

さらに、求人者が賃金締切日等の関係もあり一定期日にまとめて賃金を支払う場合、その時点で雇用関係がなくなっているとしても、労働基準法第24条の「賃金の直接払いの原則」に基づき、求人者が便宜を図って求職者に支払わなければならないにも拘らずそれが行われないため、求職者が指定された場所に出向かなければならないこと、それが困難で金融機関への振込みを求めると手数料の自己負担を求められること等求職者にとって不都合が実態として生じています。

一方、求職者からは、定期的にまとめて賃金の支払いを受けたいとの希望が出されています。

こうした状態について、随時、職業紹介事業者及び求職者から求人者へ改善を求めています。理解を得られず、そのしわ寄せが求職者に集まる実態となっています。

例1については、現在、求人者の状況により、賃金、紹介手数料の支払い方法に非常に困難がある場合、家政婦紹介事業者は弁護士の指導助言のもと、家政婦は労働基準法の適用除外とされていることを踏まえ、かつ職業安定法44条（労働者供給事業の禁止）に抵触することとならないよう、利用者（求人者）との間に賃金支払に関する代理権授与の委託契約を結び、家政婦との間でも代理人による賃金支払の了解文書を交わした上で、求人者の代理人となって家政婦の賃金支払事務を行っています。

また、例2については、職業紹介事業者は、配ぜん人求職者の個人的事情に配慮し、生活に必要な資金を適宜貸し付ける等の措置を講じています。

これらのほかマネキン等の職業紹介においても、求人者の事情により直接払いが困難なケースも指摘されています。

一方、労働基準法第24条に基づく「賃金直接払いの原則」は、例外として、本人の使者に賃金を支払うこと（昭和63年3月14日基発第150号）、また、労働者派遣事業の事業主が派遣労働者に派遣先の使用者を通じて賃金を支払うこと（昭和61年6月6日基発第333号）が認められています。

上記のような臨時日雇型求職者の不都合、不利益を解消するため、一定の条件を付した上で、例えば職業紹介事業者が求人者の使者という立場で、求職者への賃金の手渡しすることを認めて下さるよう検討をお願いします。

(2) 求人条件の明示及び求人求職管理簿の記載について

職業紹介事業者は、職業安定法第32条の13及び同法規則第24条の5に基づき、求職者に対し求人者の情報を明示しなければならないこととされていますが、日々雇用形態をはじめ短期雇用の求人であって、同一の求人先及び求人内容が連続する場合は、求職者及び求人者に対し不都合をもたらす恐れがないと思われることから、メール又は電話を通じた口頭でもいいものとして簡素化を認めてくださるようお願いいたします。

また、職業安定法第32条の5及び同法規則第24条の7の規定に基づき、求人求職管理簿を備え付け、必要事項を記載することとされていますが、このうち、「職業紹介の取扱状況」については、採用・不採用の顛末等を記載しているところです。しかし、前記のような臨時日雇型の求人、求職及び職業紹介の場合、採用・不採用の顛末等を記録に留めることは事実上困難に近い状態です。

この場合も、求職者及び求人者に対し不都合をもたらす恐れがないと思われることから、「職業紹介の取扱状況」には、職業紹介の結果と必要に応じて特記事項を記載する等記載事項の簡素化を認めてくださるようお願いいたします。

10 ハローワークにおける民営職業紹介事業所情報の提供

「日本再興戦略」において、「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」が掲げられ、「女性が働きやすい環境を整え、若者も高齢者も生き生きと働ける社会にするために、ハローワークの情報や業務を思い切って民間人材ビジネスに開放し、民間が有するノウハウを活用する形でふさわしい職とのマッチングなどを支援する」とされています。

こうした趣旨を受け、ハローワークでは、平成25年11月から、民営職業紹介事業者をはじめ民間人材ビジネスの利用を希望する求職者に対し、各事業者を案内するリーフレットを配布していただいておりますが、就職を希望するすべての方々が仕事を求めていくために適切な多様な機会を得ることができるようになるとともに、今後も労働市場のひっ迫状況が予想される中で、官民間問わずに限られた人材を仕事に結びつけていくためには、ハローワークと民営職業紹介事業者の連携の拡充が必要だと思えます。

このため、今後、ハローワークが求職者に対して行う就職に関する説明会

などの場に民間職業紹介事業者又は民間職業紹介事業者団体職員が参加することを認めていただき、取扱職種内容の説明、民間職業紹介事業所の利用方法などについて説明する機会をつくってくださるようお願いいたします。

さらに、民間職業紹介事業所のリーフレット配布については、民間人材ビジネスの利用を希望する求人者にも配布するなどの開放を進めてくださるようお願いいたします。

○職業紹介事業者間 業務提携の例



